

市民委員会資料

1 平成26年第4回定例会提出予定議案の説明

- (6) 議案第146号 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- (7) 議案第147号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第148号 川崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第149号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第165号 平成26年度川崎市一般会計補正予算
- (11) 報告第17号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

資料1 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準（案）」に対するパブリックコメント実施結果について

資料2 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

資料3 川崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 新旧対照表

資料4 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例
新旧対照表

参考資料1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

参考資料2 パブリックコメント手続き資料

市民・こども局こども本部

(平成26年11月18日)

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準（案）」に対する パブリックコメント実施結果について

1 概要

「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴う関係条例の制定について、パブリックコメント手続きにより、市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準（案）」
意見の募集期間	平成 26 年 8 月 28 日（木）～平成 26 年 9 月 26 日（金）
意見の提出方法	電子メール、F A X、郵送、持参
募集の周知方法	川崎市ホームページへの掲出、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課へのチラシ掲示、「子ども・子育て支援新制度（放課後児童健全育成事業）」利用者説明会における説明・資料配布、民間放課後児童健全育成事業者への説明会における説明・資料配布、各わくわくプラザ室へのチラシ掲示
結果の公表方法	川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課

3 パブリックコメント手続で寄せられた意見について（内訳）

意見提出数（意見件数）	78通（173件）
電子メール	58通（118件）
F A X	15通（48件）
郵送	5通（7件）
持参	0通（0件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、今後の施策・事業の推進に向けて参考にする意見・要望や事故防止のための対策を講じるよう意見があったことから、一部の意見を反映して条例案を策定します。

【意見に対する本市の考え方の区分】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、基準に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が基準（案）に沿った意見であるもの
- C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの
- D：基準（案）や施策に対する質問や意見であり、基準（案）や施策の内容の考え方等を説明するもの
- E：その他

○ パブリックコメントで寄せられた御意見の件数と市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方（単位：件）				
		A	B	C	D	E
1 基準条例全般に関する事	22	1	7	4	10	
2 設備に関する事	13			5	8	
3 職員の員数及び資格に関する事	22			1	21	
4 児童の集団の規模に関する事	3				3	
5 開所時間及び日数に関する事	6				6	
6 その他運営に関する事	6				6	
7 その他	101			1	100	
合計	173	1	7	11	154	0

5 具体的な内容と市の考え方

(1) 基準条例全般に関すること(22件)

番号	意見趣旨	意見に対する市の考え方	区分
1	新制度を運用する行政側にも、市内のすべての学童保育施設が新制度の基準を満たし、また、それらが安心して利用できるような施設であり続けるよう指導・支援する仕組みや組織が必要だ。	御意見を踏まえて、安心して利用できる事業とするため、事故防止に必要な対策を講じるよう基準の中に明確化いたします。	A
2	今回、新制度の施行により、一定の基準ができたことで、それをクリアした施設かどうかという利用者側の判断基準ができることは評価できる。(計2件)	児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の水準を向上させてまいります。	B
3	現実に即した基準としてほしい。(計3件)	条例での基準は設備及び運営の最低基準を定めるものです。	B
4	川崎市でのこれまでの長年に亘る取り組みを振り返り、川崎市の現在の状況を下回ることはない基準を設けていくべきである。	放課後児童健全育成事業者は最低基準を理由としてその設備及び運営の水準を低下させてはならないことと定めてまいります。	B
5	現在ある学童保育施設が運営出来なくなるような事態は困る。移行期間など十分に検討してほしい。	専用区画の面積基準と職員の資格に関する基準については5年間の経過措置を設けます。	B
6	子どもを取り巻く社会環境は日々刻々と変化する。条例が制定されたあとも、3年に一度は検証し、見直しの機会を持ってほしい。(計4件)	最低基準を常に向上させるよう努めることとしている条例の趣旨に沿って、社会環境に適切に対応した事業となるよう検証を行ってまいります。	C
7	対象児童については、『すべての小学生を対象に保護者の就労のいかに関わらず、放課後の児童の安全な居場所の確保』のわくわくプラザ施策に基づいて、すべての小学生を対象にすべきである。	厚生労働省の放課後児童健全育成事業について市が条例を定めるものですので、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童が対象になります。なお、本市においては今後も放課後児童健全育成事業を包含したわくわくプラザ事業を全児童対策事業として実施してまいります。	D
8	児童への人権への配慮や人格を尊重した運営は、「川崎市子どもの権利に関する条例」を基に更なる充実を図るべきである。	「川崎市子どもの権利に関する条例」を基に、児童の人権への配慮や人格を尊重した運営を今後も行ってまいります。	D
9	現状うまく機能している自主運営の学童保育施設に対して、一方的に基準を押し付けないでほしい。	この条例は放課後児童健全育成事業を行うにあたり最低基準を定めるものであり、すべての放課後児童健全育成事業を行う者に適用されるものです。	D
10	基準となる部分の表現があいまいだ。具体化されていく過程において、パブリックコメントを何らかの形で取っていただきたい。	この条例は放課後児童健全育成事業を行うにあたり最低基準を定めるものです。詳細については別途規定し、わくわくプラザ事業の指定管理者に対しては仕様書に定め、民間の放課後児童健全育成事業者に対しては内容を周知してまいります。	D
11	「設備、備品等」と「放課後児童支援員及び補助員」についての「利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない」は、事業者が支障の有無を判断するのではなく、「利用者の支援に支障がないと川崎市が判断した場合には、この限りでない」とすべきではないか。	「設備、備品等」と「放課後児童支援員及び補助員」に関することは、事業者が利用者に質の高いサービスを提供するために適切に行うものと考えます。なお、この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を定めるものでありますから、基準に沿った運営がされるよう指導してまいります。	D
12	地域社会との交流等については、「地域の人々とのかかわりを求め、ともに育ちあう場を創る」(わくわくプラザ事業実施要領第2条抜粋)などの具体化した表記をするべきである。	この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を定めるものです。運営の詳細については別途規定し、わくわくプラザ事業の指定管理者に対して仕様書に定め、民間事業者に対しては内容を周知してまいります。	D

13	わくわくプラザにお金を出しているというならば質をもっと向上させるべき。学童という場所とはとらえていない。	本市は放課後児童健全育成事業を包含したわくわくプラザ事業を全児童を対象として実施しております。最低基準を超えて、常に設備及び運営の水準を向上させなければならないという基準の趣旨に基づき、放課後児童健全育成事業としての充実を図ってまいります。	D
14	わくわくプラザだけでなく川崎市全体の学童保育所が子どもにとってよりよい居場所となるように考慮されることを求める。	この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を定めるものです。しかしながら、最低基準を超えて、常に設備及び運営の水準を向上させなければならないという基準の趣旨に基づき、本市の放課後児童健全育成事業の充実を図ってまいります。	D
15	「放課後児童健全育成事業」とは「わくわくプラザ事業」と「放課後児童健全育成事業届出施設」が対象になるのか。今年度実施されている対象施設で示してほしい。わくわくプラザ事業が対象になるのであれば、参考資料に「定期的な利用（市配布のわくわくプラザのしおり）」が明記されていないが、わくわくプラザの全登録児童数が対象になるのか。	わくわくプラザ事業は放課後児童健全育成事業を包含して実施しており、就労を理由として利用する児童が放課後児童健全育成事業の対象となっています。民間の放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の届出をしている事業が対象となります。	D
16	内閣府の子ども・子育て支援新制度には、私設の放課後児童クラブを利用する家庭も含まれるのではないか。	この基準においては、民間の放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の利用者も含まれます。	D

(2) 設備に関すること (13件)

17	わくわくプラザが専有区画面積の基準を満たし、安心して過ごすことができるスペースを確保するために、小学校施設の一部を供用するなどの暫定措置が必要と考えられるが、学校との間の利用の方法に工夫が必要である。(計5件)	学校の余裕教室や多目的室等の使用について学校や関係部署と協議しているところです。今後も学校教育の支障にならない範囲での使用について協議し、必要なスペースを確保してまいります。	C
18	専用面積基準を著しく下回る施設については、5年の猶予をおかず早急に対処すべきだ。(計2件)	専用面積の基準を下回る放課後児童健全育成事業所が基準への対応を行うためには一定期間の設定が必要と考えておりますが、早期の対応が図られるよう指導・助言を行ってまいります。	D
19	児童一人あたりの面積が1.65平方メートルではかなり狭いのではないか。(計2件)	この条例は放課後児童健全育成事業の最低基準を定めるにあたり、国の示すおおむね1.65㎡を根拠として定めているものです。	D
20	「面積はおおむね1.65平方メートル以上」は、おおむねでなく「児童1人につき1.65平方メートル以上」とすべきではないか。	この条例は放課後児童健全育成事業の最低基準を定めるにあたり、国の示すおおむね1.65㎡を根拠として定めているものです。	D
21	「専用区画」は、児童が放課後あるいは学校休業日を1日過ごす場所として、塾教室やお稽古事、放課後子供教室、地域の寺子屋事業などの使用区分として使用しないように明記すべきではないか。	専用区画については国の基準で「専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。」とされており、「設備等」につきましては、国の基準に沿った基準としております。	D
22	構造設備については、抽象的な表現ではなく具体的な箇所を列記し、要綱で充実を図るよう明記すべきである。(計2件)	この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を定めるものです。詳細については別途規定し、わくわくプラザの指定管理者に対しては仕様書に定め、民間の放課後児童健全育成事業者については基準に基づき運営されるよう必要な助言等をしてまいります。	D

(3) 職員に関すること (22件)

23	わくわくプラザにおいて経験を積んだ職員は利用者にとって安心して預けられる人員なので、そのような人員をそろえるとともに、事故防止等や子どもの成長を考えて余裕をもった人員配置を要望する。	わくわくプラザ事業における職員の数は、支援の単位ごとに2人以上として、利用人数や利用状況に応じて必要な職員を配置するなど、今後も必要な対応をしてまいります。	C
----	---	--	---

24	放課後児童支援員の資格や員数については、現行の状況や雇用形態を考えると不安を覚える。待遇や雇用のあり方を考察する必要がある。当面はしのげるとしても、支援員の長期雇用などを考えると、現行の事業者では様々な困難が伴うことが憂慮される。子どもの増減やその他の環境の変化にも耐えられる予算措置などが必要である。	支援員の採用につきましては、基準に沿い、事業者の判断で行うものと考えております。わくわくプラザの管理・運営は指定管理者制度を導入しており、今後も必要な対応をまいります。	D
25	指導員について 試験だけで選定してほしくない。面接で経験を重要視してほしい。	支援員の採用につきましては、基準に沿い、事業者の判断で行うものと考えております。	D
26	放課後児童支援員の資格について、何らかの資格を持つ者と高等学校等卒業で児童福祉事業に2年以上従事した経験者が同列で、いずれも都道府県知事の行う研修に参加することとあるが、都道府県知事の研修において高卒2年以上のものに対する補足の研修を検討して頂きたい。経験は重要だが、理論的な学習も重要である。(計6件)	この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を定めるものです。放課後児童支援員としての理論的な学習は、都道府県知事が行う研修において行われるものとされております。なお、事業者は職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとしております。	D
27	子どもの保育の質、働く父母の安心のためにも、放課後児童支援員は複数(2名以上)が資格のある支援員にするべきである。(計6件)	この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を定めるものです。国の基準では、支援の単位ごとに支援員を2名以上配置することができるものとしており、国の基準に沿った基準としているものです。	D
28	学童は子供が縦の関係やグループ活動など、「社会人基礎力」を養うために大変重要な場である。指導員の質の確保、そして指導員に長く安心して仕事をしていただくためには、給与や福利厚生などの整備が必要である。(計4件)	この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を定めるものであり、給与や福利厚生に関することは、事業者が労働基準法等を遵守して、運営を行うものと考えます。	D
29	指導者は利用児童との信頼関係が大切なので、ローテーションではなく固定してほしい。	支援員の配置に関することは、事業者が利用者に質の高いサービスを提供するために適切に行うものと考えます。なお、この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を定めるものでありますから、基準に沿った運営がされるよう指導してまいります。	D
30	「2年以上児童福祉事業に従事したもの」の2年は、年数だけを記載するのではなく、2年以上の勤務かつ総勤務時間数が2880時間以上と保育士受験資格と同等の勤務時間数を課すことが必要ではないか。(計2件)	支援員については、厚生労働省の通知で「2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2000時間程度あることが一定の目安」とされていることから、これに沿った運営・指導を行ってまいります。	D

(4) 開所時間及び日数に関すること (6件)

31	開室時間について、川崎市の場合、都内に勤務する親が多く、通勤時間も考慮すると、1日保育の場合は朝8時から夕方7時まで11時間、授業がある日も最低でも6時間以上は必要と考える。(計4件)	この条例は放課後児童健全育成事業の最低基準を定めるものであり、放課後児童健全育成事業所は基準を満たし、地域の実情に応じた開所時間を設定するものと考えております。	D
32	「開所日数」は、月曜日から金曜日の開設では1年につき250日に満たないので、250日に満たないところについて配慮すべきではないか。	国の基準では開所日数については250日以上を原則とし、地域の実情を考慮し、事業所ごとに定めることとしており、国の基準に沿った基準としているものです。	D
33	女性の社会進出や子育て世代を支援する国の方向性が示されている今こそ、わくわくプラザ事業の開所時間を19時等に延長するといった措置が必要である。	わくわくプラザ事業の開所時間は18時までですが、「子育て支援・わくわくプラザ事業」として、有料で19時までご利用いただいております。	D

(5) 児童の集団の規模に関すること (3件)

34	<p>「専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないこと」という記述と「児童の集団の規模」に「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすること」という記述から、40人が定員と推察されるが、国の基準では放課後児童クラブには定員を定めているので、一支援単位の定員を40人以下と明記すべきである。(計3件)</p>	<p>国の基準では「一つの支援単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とする」とされており、本条例では国の基準に沿った基準としております。</p>	D
----	---	--	---

(6) その他運営に関すること (6件)

35	<p>おやつやこどもが魅力を感じられるようなイベントの実施について規定してほしい。(計3件)</p>	<p>この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を定めるものです。事業の運営につきましては、基準を基に各事業者が利用者の状況等に応じて実施するものと考えます。なお、わくわくプラザ事業の指定管理者に対してはおやつ提供について仕様書に定め、希望する利用者を実費負担で用意しています。</p>	D
36	<p>わくわくプラザが今回の条例化で何が変るのか、変わらないのかを明記すべきではないか。特に専用区画のところについて、何も変わらないのであればその理由を説明すべきではないか。</p>	<p>わくわくプラザ事業が包含する放課後児童健全育成事業について基準に基づく運営を行うもので、わくわくプラザ事業の運営や利用方法に変更はありません。専用区画については、改修工事や学校・関係部署との協議により、必要なスペースを確保してまいります。</p>	D
37	<p>猶予期間も含め、基準に達することができなければ補助金の停止や閉鎖などの処置が行われるのか。</p>	<p>児童福祉法の「市町村長は放課後児童健全育成事業を行うものに対し、違反、不当な営利、児童の処遇について不当な行為をした場合は、事業の制限又は停止を命令できる」とする規定に基づき、適正なサービスが提供されるよう、適切に対処してまいります。</p>	D
38	<p>「労働等」とは、保護者就労以外ではどのような要件が対象にされているのか。「昼間家庭にいないもの」とは、何時から何時までを昼間と規定されているのか。</p>	<p>「労働等」には保護者の疾病や介護等を含みます。昼間の時間帯については明確な規定はありませんが、授業終了後の放課後の時間帯等と考えております。</p>	D

(7) その他の意見等 (101件)

39	<p>わくわくプラザも利用料を徴収した方がいいのではないか。</p>	<p>受益と負担のあり方については重要な課題であると考えており、今後検討してまいります。</p>	C
40	<p>子ども・子育て支援法の市町村等の責務に則り、川崎市がその役割を積極的に果たせるように市の責任を明確にしてほしい。</p>	<p>子ども・子育て支援法に基づき、策定する本市の子ども・子育て支援事業計画の中で、総合的な子育て支援策を位置付けてまいります。</p>	D
41	<p>基準が定められれば、それに従うのが義務だと思うが、そのために既存の学童保育が運営できなくなってしまうのは困る。子どもを安心して預けられるような自主学童保育を保つため、市の財政的な援助をお願いしたい。(計98件)</p>	<p>この条例は放課後児童健全育成事業の最低基準を定めるものです。民間の放課後児童健全育成事業者には様々な運営形態があり、その対応について検討を行っております。</p>	D
42	<p>生活保護家庭、就学援助を受けている家庭は、わくわくでのおやつ代・保険料・イベント参加料免除。自主学童への入会金・会費の全額負担あるいは補助をお願いする。</p>	<p>この条例は放課後児童健全育成事業の最低基準を定めるものです。民間の放課後児童健全育成事業者には様々な運営形態があり、その対応について検討を行っております。なお、わくわくプラザ事業の実施にあたり、おやつ代、保険料等は実費負担をお願いしています。</p>	D

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前								
平成12年 3 月 24日 条例第15号	平成12年 3 月 24日 条例第15号								
○川崎市児童福祉審議会条例	○川崎市児童福祉審議会条例								
(省略)	(省略)								
(所掌事務)	(所掌事務)								
第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。	第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。								
(1) 児童の福祉に関すること。	(1) 児童の福祉に関すること。								
(2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。	(2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。								
(3) 母子保健に関すること。	(3) 母子保健に関すること。								
(4) 障害児の福祉に関すること。	(4) 障害児の福祉に関すること。								
(5) 児童福祉施設及び <u>家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。）</u> に関すること。	(5) 児童福祉施設及び <u>里親</u> に関すること。								
(6) <u>里親</u> に関すること。	(6) 児童虐待の防止等に関すること。								
(7) <u>児童虐待の防止等</u> に関すること。	(省略)								
(省略)									
(部会)	(部会)								
第 7 条 審議会に次の表左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。	第 7 条 審議会に次の表左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">第 1 部会</td> <td>里親に関すること。</td> </tr> <tr> <td>第 2 部会</td> <td>1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。</td> </tr> </table>	第 1 部会	里親に関すること。	第 2 部会	1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">第 1 部会</td> <td>里親に関すること。</td> </tr> <tr> <td>第 2 部会</td> <td>1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。</td> </tr> </table>	第 1 部会	里親に関すること。	第 2 部会	1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。
第 1 部会	里親に関すること。								
第 2 部会	1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。								
第 1 部会	里親に関すること。								
第 2 部会	1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。								

改正後		改正前	
	<p>4 児童福祉施設（<u>幼保連携型認定こども園を除く。</u>）及び家庭的保育事業等に係る認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。</p> <p>5 放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関すること。</p> <p>6 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関すること。</p> <p>7 その他児童の福祉に関すること（第1部会、第3部会及び第4部会に係るものを除く。）。</p>		<p>4 児童福祉施設<u>の設置認可</u>、廃止承認及び最低基準維持に関すること。</p> <p>5 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関すること。</p> <p>6 その他児童の福祉に関すること（第1部会、第3部会及び第4部会に係るものを除く。）。</p>
第3部会	<p>1 法第27条第6項に規定する措置に関すること。</p> <p>2 法第33条第5項に規定する一時保護の継続に関すること。</p> <p>3 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関すること。</p>	第3部会	<p>1 法第27条第6項に規定する措置に関すること。</p> <p>2 法第33条第5項に規定する一時保護の継続に関すること。</p> <p>3 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関すること。</p>
第4部会	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する分析並びに調査研究及び検証に関すること。	第4部会	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する分析並びに調査研究及び検証に関すること。
<p>2 各部会は、審議会の委員若干人で組織する。</p> <p>3 部会に属すべき委員は、委員長が審議会に諮って指名する。</p> <p>4 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。</p> <p>5 部会長は、その部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。</p> <p>6 第2項から前項までに定めるもののほか、部会については、前2条の規定を準用する。</p> <p>7 審議会は、第1項の表右欄に掲げる事項のうち、あらかじめ指定する事項については、各部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。</p> <p>（省略）</p>		<p>2 各部会は、審議会の委員若干人で組織する。</p> <p>3 部会に属すべき委員は、委員長が審議会に諮って指名する。</p> <p>4 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。</p> <p>5 部会長は、その部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。</p> <p>6 第2項から前項までに定めるもののほか、部会については、前2条の規定を準用する。</p> <p>7 審議会は、第1項の表右欄に掲げる事項のうち、あらかじめ指定する事項については、各部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。</p> <p>（省略）</p>	

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(準備行為)</u></p> <p>2 川崎市児童福祉審議会は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業に係る認可について調査審議することができる。</p>	

川崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市子ども・子育て会議条例 平成25年6月26日条例第21号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、川崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定に基づき意見を述べること。</p> <p>(省略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 川崎市子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項に規定する意見を述べることができる。</p>	<p>○川崎市子ども・子育て会議条例 平成25年6月26日条例第21号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、川崎市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。</p> <p>(省略)</p>

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例 昭和46年3月23日条例第10号</p> <p>(業務)</p> <p>第10条 中央療育センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(第13条第1号において「児童発達支援」という。)に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援(第13条第2号において「医療型児童発達支援」という。)に関すること。</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援(第13条第3号において「保育所等訪問支援」という。)に関すること。</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援(第13条第4号において「障害児相談支援」という。)、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。</p>	<p>○川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例 昭和46年3月23日条例第10号</p> <p>(業務)</p> <p>第10条 中央療育センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する児童発達支援(第13条第1号において「児童発達支援」という。)に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援(第13条第2号において「医療型児童発達支援」という。)に関すること。</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援(第13条第3号において「保育所等訪問支援」という。)に関すること。</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援(第13条第4号において「障害児相談支援」という。)、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。</p>

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

1 趣旨

- 「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（「子ども・子育て支援法整備法」）により、児童福祉法第34条の8の2が新設され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされた。
- これまで放課後児童健全育成事業については特段の定めはなく、「放課後児童クラブ運営ガイドライン」が放課後児童健全育成事業のあるべき水準として示されており、自治体ごとに多様な形態で運営されていた。
- 市町村が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの（従うべき基準）とし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するもの（参酌すべき基準）とされた。

2 検討中の条例の概要

(1) 最低基準の目的と一般原則

《①最低基準の目的》

- 市町村が条例で定める基準（最低基準）は、利用者が明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

《②最低基準の向上》

- 市町村長は、その管理に属する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（放課後児童健全育成事業者）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

《③最低基準と放課後児童健全育成事業者》

- 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

《④放課後児童健全育成事業の一般原則／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。
- 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 放課後児童健全育成事業者はその運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 放課後児童健全育成事業を行う場所（放課後児童健全育成事業所）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

《本市の考え方》

- ◆法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

(2) 職員

《①一般的要件／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業において、利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のあるものであって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

《②職員の知識及び技能の向上等／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。
- 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

《③放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数／従うべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かななければならない。（従うべき基準）
- 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。（従うべき基準）
- 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。（従うべき基準）

- ・保育士
- ・社会福祉士
- ・高等学校等を卒業した者等であって2年以上児童福祉事業に従事したもの
- ・学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- ・大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ・大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより大学院への入学が認められた者
- ・大学院において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ・外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

- 支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。（参酌すべき基準）
- 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いたもの又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。（従うべき基準）

《④経過措置／従うべき基準》

- この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了したもの」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めること

《本市の考え方》

- ◆法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

(3) 設備

《①設備の基準／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。
- 専用区画等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通して専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。
- 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

《本市の考え方》

- ◆法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。
ただし、専用区画の面積基準に満たない場合は、平成32年3月31日まで経過措置を設けることとする。

(4) 開所時間等

《①開所時間及び日数／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。
 - ・小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
 - ・小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間
- 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

《本市の考え方》

- ◆法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。

(5) その他運営基準

《①非常災害対策／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。
- 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は定期的にこれを行わなければならない。

《②利用者を平等に取り扱う原則／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

《③虐待等の禁止／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

《④衛生管理等／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

《⑤運営規定／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めておかななければならない。
 - ・事業の目的及び運営の方針
 - ・職員の職種、員数及び職務の内容
 - ・開所している日及び時間
 - ・支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
 - ・利用定員
 - ・通常の事業の実施地域
 - ・事業の利用に当たっての留意事項
 - ・緊急時等における対応方法
 - ・非常災害対策
 - ・虐待の防止のための措置に関する事項
 - ・その他の事業の運営に関する重要事項

《⑥放課後児童健全育成事業者が備える帳簿／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかねばならない。

《⑦秘密保持等／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

《⑧苦情への対応／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 放課後児童健全育成事業者児童健全事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

《⑨保護者との連絡／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

《⑩関係機関との連携／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援にあたらなければならない。

《⑪事故発生時の対応／参酌すべき基準》

- 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

《本市の考え方》

- ◆法の趣旨を鑑み、国の基準に沿った基準とする。各項目の詳細については別途定める。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う

放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の制定について

— 市民の皆様から意見を募集します —

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施されます。

子ども・子育て関連3法により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営について、国が省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることになりました。

本市においても、放課後児童健全育成事業について、厚生労働省令で定める基準に基づき基準案を策定いたしましたので、市民の皆様から広く御意見を募集いたします。

※ 川崎市では、「わくわくプラザ事業」を厚生労働省の放課後児童健全育成事業を包含した事業として実施しています。

1 意見の募集期間

平成26年8月28日(木)から9月26日(金)まで

※郵送の場合:9月26日(金)当日必着

持参の場合:9月26日(金)17時15分まで

2 資料の閲覧場所

川崎市役所第三庁舎2階(情報プラザ)、各区役所(市政資料コーナー)、川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

3 意見の提出方法

御意見は、電子メール(専用フォーム)、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆ 電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って、専用のフォームを御利用ください。
- ◆ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名(法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名)」及び「連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所)」を明記してください。
- ◆ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんのでご了承ください。
- ◆ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

4 意見募集結果の公表時期

平成26年11月

5 送付先・問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民・子ども局子ども本部子育て施策部青少年育成課

電話 044-200-3083 FAX 044-200-3931

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」概要

1 趣旨

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（「子ども・子育て支援法整備法」）により、児童福祉法第34条の8の2が新設され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされました。

2 条例制定の基準となる省令

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）

3 省令基準の区分

省令基準の内容には、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」があります。

従うべき基準	基準の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準。 この基準の範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。
参酌すべき基準	自治体が「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許される。

4 内容

項目	国基準	区分	本市の考え方
事業の一般原則等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならないこと ■ 事業を利用している児童（以下「利用者」という。）の人権への配慮、人格を尊重した運営 ■ 地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明 ■ 運営の内容についての自己評価と結果の公表 ■ 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備（採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないこと） ■ 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画、訓練等（非常災害対策） 	参酌すべき基準	国基準のとおり
職員の一般的要件等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならないこと ■ 常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならないこと ■ 放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修の機会の確保 	参酌すべき基準	国基準のとおり

項目	国基準	区分	本市の考え方
設備等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（専用区画）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を設置しなければならないこと ■ 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないこと ■ 専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならないこと（利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。） ■ 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないこと 	参酌すべき基準	<p>国基準のとおり</p> <p>《本市独自の経過措置》 ただし、専用区画の面積基準に満たない場合は、施行日から平成32年3月31日まで経過措置を設けることとする。</p>
職員の員数及び資格等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かななければならないこと ■ 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができること ■ 放課後児童支援員は、別掲各項のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこと ■ 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならないこと（利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。） <p>《経過措置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了したものに、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めること 	従うべき基準	国基準のとおり
児童の集団の規模	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすること 	参酌すべき基準	国基準のとおり
開所時間及び日数	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開所時間について、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること ■ 開所日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること 	参酌すべき基準	国基準のとおり

項目	国基準	区分	本市の考え方
<p>その他運営基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止 ■ 職員の利用者に対する虐待の禁止 ■ 利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水についての衛生管理 ■ 感染症又は食中毒の発生、又はまん延の防止 ■ 必要な医薬品その他の医療品を備え、適正に管理すること ■ 放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・開所している日及び時間 ・支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ・利用定員 ・通常の事業の実施地域 ・事業の利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他の事業の運営に関する重要事項 ■ 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備 ■ 職員の秘密の漏洩の禁止等 ■ 利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置等 ■ 市から指導又は助言を受けた場合の必要な改善 ■ 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査への協力 ■ 保護者との密接な連絡（利用者の健康及び行動の説明、支援の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないこと） ■ 市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して支援にあたること ■ 事故が発生した場合は、市、保護者等への連絡と必要な措置を講じなければならないこと ■ 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償 	<p>参酌すべき基準</p>	<p>国基準のとおり</p>

(別掲)

放課後児童支援員について

放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

- 保育士
- 社会福祉士
- 高等学校等を卒業した者等であって2年以上児童福祉事業に従事したもの
- 教員免許を有する者
- 大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者、優秀な成績で単位を取得したことにより大学院への入学が認められた者
- 大学院において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

5 施行期日

平成27年4月1日

「川崎市わくわくプラザ事業」の概要

川崎市では、すべての小学生を対象に、保護者の就労のいかんに関わらず、放課後の児童の安全な居場所の確保を目的に、「小学校施設を活用した児童の健全育成事業」である「わくわくプラザ事業」を、厚生労働省の放課後児童健全育成事業を包含した事業として実施しています。

1 対象児童

小学校に在学または学区内に在住する小学校1年生から6年生までの全ての児童を対象としています。

2 運営主体

こども文化センターを運営している指定管理者が運営主体になっています。

3 開設数

市立全小学校113か所で開設しています。

4 活動場所

小学校内のわくわくプラザ室を活動の拠点としています。小学校の状況によって校庭、体育館その他の利用可能な施設を学校教育に支障のない範囲で利用しています。

※ わくわくプラザ室：余裕教室等を有効活用したり、学校敷地内に設置しています。室内には児童の居場所及び事務スペース、靴・鞆置場等があります。

5 開設日

日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く月曜日から土曜日まで開設しています。

6 開設時間

授業のある日は、放課後(授業終了時)から午後6時まで、土曜日、長期休業日、開校記念日等は午前8時30分から午後6時まで開設しています。

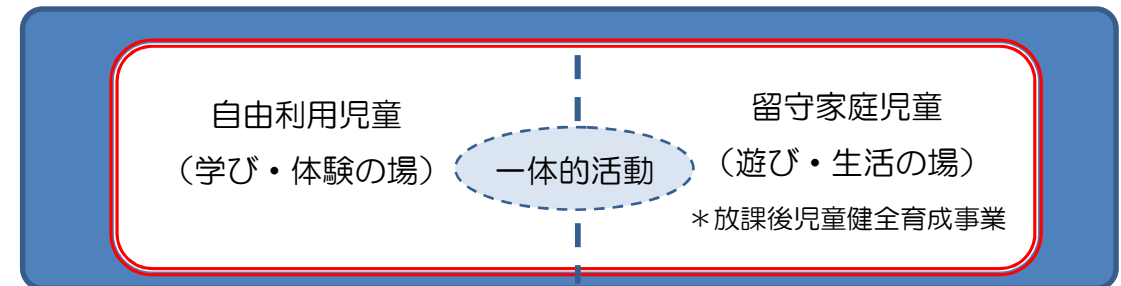
7 児童の登録状況 [平成26年4月末現在]

(1) 在校児童数 (113校)	71,116人
(2) 登録児童数	31,134人
(3) 登録率	44.0%

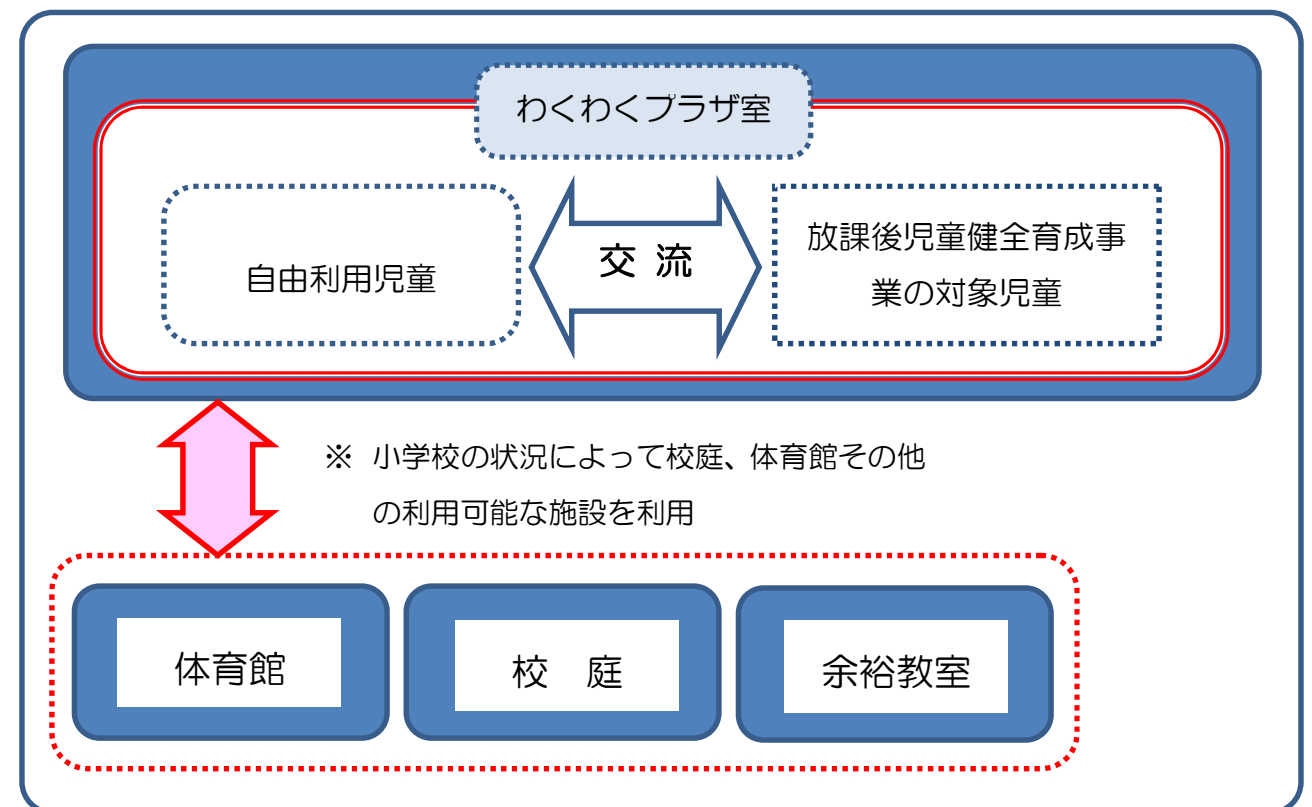
《わくわくプラザ事業の実施形態》

【わくわくプラザ事業】

- ◎ 小学校1年生から6年生までの全児童対策として実施しています。
- ◎ わくわくプラザ室は保護者が就労等により昼間家庭にいない子ども(放課後児童健全育成事業)と自由利用の子どもの一体的な活動の場です。



《わくわくプラザ事業の運営》



※必要なスペースを確保して運営します。